

電子顕微鏡 3 台の保守契約仕様書

1. 目的

国立感染症研究所戸山庁舎において使用する下記電子顕微鏡についての保守契約を締結する。

2. 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

3. 履行場所

東京都新宿区戸山 1 - 2 3 - 1 国立感染症研究所 戸山庁舎

4. 対象機器

番号	品目	品目	数量
①	日立 H - 7 6 5 0 形透過電子顕微鏡 1 式	H - 7 6 5 0	1
②	日立 H T 7 7 0 0 形透過電子顕微鏡 1 式	H T 7 7 0 0	1
③	日立 S U 8 6 0 0 形走査電子顕微鏡 1 式	S U 8 6 0 0	1

5. 仕様

(1) 下記のとおり定期保守点検を行うこと。

- ・期間中に 1 回、点検記録表に基づき点検を実施（期間中オンコール作業を含む）。

(2) 装置に不時の事故等が生じた場合、速やかに適切な処理を行うこと。

- ・緊急故障修理時に使用する、番号①については単価：50,000 円以下、番号②③については単価：1,000,000 円以下の部品は本契約に含むこと。番号③については下記オプションについても本契約に含むこと。

CT-6020 形冷却水循環装置、イオンポンプバックアップ電源、ターボ分子ポンプ、ドライポンプ、フルレンジゲージ整備

(3) 保守時間は土曜、日曜及び祝日を除く平日 9 時から 17 時までとする。

(4) 保守業務には技術員を派遣し、業務完了後速やかに保守・点検整備報告書を提出すること。

(5) 以下の理由により生じる修理及び調整費は、契約の範囲に含まないこととする。

- ・保守・点検整備に伴う消耗品費
- ・装置の仕様変更に伴う改造費
- ・装置の移転作業費
- ・時間外の保守作業費

(6) 番号②については、フィラメント交換を定期点検も含めて 3 回実施する。番号③については、OXFORD 社製 U l t i m E x t r e m e の点検を期間中 1 回実施し P C 本体の保証も含むこと。

6. 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を当所に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

7. その他の条件

- (1) 技術支援及び教育、講習支援を充分に実施し得る体制を確立すること。
- (2) 問題が生じた場合は、下記の連絡先に連絡すること。
国立感染症研究所電子顕微鏡室
電話番号：03-5285-1111（代表）
- (3) 本仕様中、「国立感染症研究所」とあるものは、令和7年4月1日以降、「国立健康危機管理研究機構」と読み替えるものとする。